株式交換に関する事前開示書類

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2024 年 8 月 7 日

株式会社ラストワンマイル

2024年８月７日

東京都豊島区東池袋四丁目21番１号
アウルタワー３階
株式会社ラストワンマイル
代表取締役　渡辺　誠

株式交換に関する事前開示事項

当社は、2024年５月22日付で株式会社SHC(以下、「SHC」といいます。)との間で締結した株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2024年９月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、SHCを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うこととといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

１.株式交換契約の内容(会社法第794条第１項)

別紙１のとおりです。

２.会社法第768条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法第794条第１項、会社法施行規則第193条第１号)

別紙２のとおりです。

３.会社法第768条第１項第４号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法第794条第１項、会社法施行規則第193条第２号)

該当事項はありません。

４.株式交換完全子会社についての次に掲げる事項(会社法第794条第１項、会社法施行規則第193条第３号)

(１)最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙３のとおりです。

(２)最終事業年度の末日の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な責務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第4号）

該当事項はありません。

6．株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換は、会社法第799条第1項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙１

株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ラストワンマイル（以下「甲」という。）と株式会社 SHC（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲　　商号：株式会社ラストワンマイル
　　住所：東京都豊島区東池袋四丁目 21-1 アウルタワー3 階

乙　　商号：株式会社 SHC
　　住所：愛知県名古屋市天白区原四丁目 1401 番地

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に 0.004124 を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対してその保有する乙の普通株式 1 株につき、0.004124 を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。
3. 前二項に従い乙の株主に対して割当交付すべき甲の普通株式の数に 1 に満たない端数がある場合、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適宜定める金額とする。

第 5 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 9 月 1 日とする。但し、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株式交換承認手続き）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本契約の株主総会による承認及が必要となった場合は、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の株主総会決議を経る。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の株主総会決議（書面決議を含む。）を経る。

第 7 条（善管注意義務）

1. 乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と乙とで協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行っ

01k4tt87j5nm1d2tv84fve88dsng1hmj

てはならず、また効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得決議を行ってはならない。

第 8 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、甲及び乙で協議し合意の上、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定する。

第 10 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書又は本契約書の電磁的記録を作成し、署名若しくは記名押印又はこれらに代わる電子署名を施し、各自保管する。

2024年5月22日

甲　：東京都豊島区東池袋4丁目21-1
アウルタワー3階
株式会社ラストワンマイル
代表取締役社長　渡辺　誠

乙　：愛知県名古屋市天白区原四丁目1401番地
株式会社SHC
代表取締役　須田　宗樹

別紙２

本株式交換に関する会社法第 768 条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第 768 条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関して、下記の通りこれを相当であると判断いたしました。

１.本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	SHC （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	0.004124
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：82,480株（予定）	

（※１）（１）本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）

当社は、SHCの普通株式１株に対して、当社普通株式0.004124株を割当交付します。ただし、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

（２）本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式82,480株を、当社がSHCの発行済株式の全てを取得する時点の直前時のSHC株主に対して割当交付する予定です。なお、本株式交換による交付する当社普通株式については、当社が保有する自己株式40,000株を充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。

（３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるSHCの株主においては、当該単元未満株を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度（100株未満の株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

（４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社普通株式１株に満たない端数が生じた場合、SHC株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

２.本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（１）割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社及びSHCから独立した第三者算定機関である、株式会社Stand by C(以下「StandbyC」といいます。)に当社及びSHCの株式価値及び本件株式交換比率の算定を依頼することとし、2024年５月21日付で、「SHC社株式価値及び株式交換比率算定書」(以下、「本株式交換比率算定書」といいます。)を取得いたしました。

当社は、StandbyCから提出を受けた本株式交換比率算定書記載の株式価値並びに本株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、SHCとの間で真摯に協議・検討を重ねてきました。本株式交換比率は、StandbyCの算定した株式交換比率レンジ内であり、それぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、両社間の協議の上変更することがあります。

（２）算定に関する事項

①算定機関の名称並びに当社及びSHCとの関係

第三者算定機関であるStandbyCは、当社及びSHCの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②算定の概要

StandbyCは、当社については当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場価格が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2024年５月21日を基準日として、東京証券取引所グロース市場における基準日前１か月間(2024年４月22日から2024年５月21日まで)の終値の単純平均値を採用しております。これにより算定された当社の普通株式の１株当たりの株式価値は以下のとおりです。

算定方法	算定結果
市場株価法	3,395円

SHCについては、非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて株式価値の算定をしております。DCF法では、SHCよりStandbyCが開示を受けた事業計画に基づき、算定基準日である2024年３月31日以降にSHCが創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算出しております。なお、継続価値の算定については、SHCが想定する2028年９月期以降に継続的に創出する水準として開示を受けたキャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより算出しております。なお、割引率には加重平均資本コスト(WACC)を使用しております。

StandbyCがDCF法による算定の前提としたSHCの事業計画は、以下の前提条件に基づき作成され

ております。

①本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、加味されていません。

②2025年９月期においては利益率の高い案件の確保及びコスト削減等の理由により、30%以上の大幅な増益を見込んでおります。

③SHCの事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

これにより算定されたSHCの１株当たりの株式価値の評価レンジは以下の通りです。

算定方法	算定結果
DCF法	11円～16円

StandbyCは、本株式交換比率の算定に際して、公開情報及び両社から提供された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、各社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でStandbyCに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、StandbyCは、各社及びその関連会社の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。StandbyCによる各社の株式価値の算定は、算定基準日である2024年３月31日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、StandbyCがDCF法による評価に使用したSHCの事業計画については、SHCの経営陣により当該算定基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

（３）上場廃止となる見込み及びその理由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となるSHCは非上場会社であるため、該当事項はありません。

（４）公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及びSHCから独立した第三者算定機関であるStandbyCに株式交換比率の算定を依頼することとし、本株式交換比率算定書の提出を受けました。本株式交換比率算定書の概要は、上記「②算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、StandbyCから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

（５）利益相反を回避するための措置

当社とSHCの間には、資本・人的・取引関係に該当事項はなく関連当事者に該当しないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないことから、上記「（４）公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。

３．当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に定める額といたします。この取り扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

4.交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

別紙３

株式交換完全子会社であるSHCの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事　業　報　告

（2022年10月１日から
2023年９月30日まで）

１.会社の現況に関する事項

（１）事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響は落ち着きを見せ、社会の新たな段階への移行が進み、経済活動の正常化に向けた持ち直しの動きがみられました。しかしながら、国際的な情勢不安の長期化や、物価上昇、供給面の制約による影響など、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

このような環境下で、当事業年度の業績は、売上高は803,114千円、営業利益24,919千円、経常利益25,471千円、当期純利益26,934千円となりました。

（２）設備投資の状況

該当事項はありません。

（３）資金調達の状況

該当事項はありません。

（４）対処すべき課題

①ストック型ビジネスの強化

当社は、従来サービスを取次販売したことによる販売手数料を主たる収益としておりましたが、今後においては顧客との契約により得られるストック型収益を強化していくことを経営課題の一つとして認識しております。ストック型収益は、一度契約を獲得すると、継続的な利益を得ることができ、顧客からの新規の契約が増加することで収益が積み上がっていきます。また、同一顧客が複数のサービスを契約して頂くことにより単価が増加しライフタイムバリューの向上が期待できます。このため、今後の事業拡大を見据えた、更なる新規及び複数サービスの契約獲得に取り組んでまいります。

②内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、今後

の事業拡大を見据えた、更なる内部管理体制強化に取り組んでまいります。

③情報管理体制の強化

当社は、顧客情報を含む個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

④優秀な人材の確保

当社は、今後の事業拡大に伴い、当社の経営理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生の改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

(５)財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	第８期 (2021年９月期)	第９期 (2022年９月期)	第10期 (当事業年度) (2023年９月期)
売上高	1,092	954	803
営業利益	23	38	24
経常利益	30	45	25
当期純利益	15	△ 51	26
1株当たり当期純利益(円)	0.00	0.00	0.00
総資産	317	411	449
純資産	57	5	32

（６）重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

（７）主要な事業内容

事　　業	主要製品及びサービス
インターネット無料マンション「FReeNeXT」事業 コールセンター事業 各種取次事業 パートナー事業	集合住宅向けインターネット回線 インターネット回線取次 防犯カメラ

（８）主要な営業所および工場

名　　称	所　在　地
本社	愛知県名古屋市
大阪支社	大阪府大阪市
札幌営業所	北海道札幌市
岡山営業所	岡山県倉敷市
福岡営業所	福岡県福岡市

（９）従業員の状況

従業員数
23名（－）

(注)使用人数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向を含む。)であり、パート及び嘱託社員は(　)内に外数で記載しております。

(10)主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　額
名古屋銀行	263 百万円
岐阜信用金庫	37 百万円
三十三銀行	32 百万円
商工中金	10 百万円
愛知銀行	9 百万円

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　2,000株

（2）発行済株式の総数　　200株

（3）株主数　　1名

（4）大株主

株　　主　　名	持　　株　　数(株)	持　　株　　比　　率(%)
須田宗樹	200	100.00

（5）その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等（2023年９月30日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
須田　宗樹	代表取締役	該当事項はありません。
山田　雄一	取締役	該当事項はありません。
外崎　幹也	取締役	該当事項はありません。

（2）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	38 (―)	38 (―)	― (―)	― (―)	3 (0)

（3）社外役員に関する事項

該当事項はありません。

5．会計監査人の状況

該当事項はありません。

6．会社の体制及び方針

剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、さらなる企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

今後、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

令和 5年 9月30日　現在

株式会社SHC　　（単位：　円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	206,983,081	【流動負債】	64,563,057
現金及び預金	105,949,680	未払金	62,900
売掛金	40,030,000	未払費用	49,099,678
商品	4,931,296	未払法人税等	402,600
前払費用	12,100,279	未払消費税等	1,886,600
短期貸付金	25,622,993	預り金	12,617,439
未収入金	18,429,279	仮受金	23,840
預け金	219,554	預り保証金	470,000
貸倒引当金	-300,000	【固定負債】	353,036,441
【固定資産】	214,330,978	長期借入金	353,036,441
【有形固定資産】	143,485,608	負債の部合計	417,599,498
建物	53,984,883	純資産の部	
建物附属設備	14,048,961	【株主資本】	32,299,811
構築物	869,168	資本金	10,000,000
車両運搬具	7	利益剰余金	22,299,811
工具器具備品	9,492,324	その他利益剰余金	22,299,811
一括償却資産	2,108,000	繰越利益剰余金	22,299,811
土地	52,575,209		
リース投資資産	10,407,056		
【無形固定資産】	16,952,879		
施設利用権	355,104		
ソフトウェア	16,597,775		
【投資その他の資産】	53,892,491		
投資有価証券	29,421,430		
出資金	30,000		
差入保証金	11,271,350		
預託金	43,120		
保険積立金	13,126,591		
【繰延資産】	28,585,250		
営業権	13,680,000		
繰延資産	14,905,250	純資産の部合計	32,299,811
資産の部合計	449,899,309	負債及び純資産合計	449,899,309

損　益　計　算　書

自　令和 4年10月 1日
至　令和 5年 9月30日

株式会社SHC　　(単位：　円)

科　目	金　額	
【売上高】		
売上高	803,114,707	
売上高合計		803,114,707
【売上原価】		
期首商品棚卸高	8,265,080	
当期商品仕入高	13,092,705	
合計	21,357,785	
期末商品棚卸高	4,931,296	
売上原価		16,426,489
売上総利益金額		786,688,218
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		761,768,580
営業利益金額		24,919,638
【営業外収益】		
受取利息	934	
受取配当金	200	
貸倒引当金戻入額	320,000	
雑収入	4,266,696	
営業外収益合計		4,587,830
【営業外費用】		
支払利息	3,414,839	
雑損失	621,450	
営業外費用合計		4,036,289
経常利益金額		25,471,179
【特別利益】		
固定資産売却益	1,866,390	
特別利益合計		1,866,390
【特別損失】		
固定資産除却損	1	
特別損失合計		1
税引前当期純利益金額		27,337,568
法人税、住民税及び事業税		402,600
当期純利益金額		26,934,968

株主資本等変動計算書

自　令和 4年10月 1日
至　令和 5年 9月30日

株式会社SHC　　（単位：　円）

【株主資本】

資本金	当期首残高		10,000,000
	当期末残高		10,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		-4,635,157
	当期変動額	当期純利益金額	26,934,968
	当期末残高		22,299,811
利益剰余金合計	当期首残高		-4,635,157
	当期変動額		26,934,968
	当期末残高		22,299,811
株主資本合計	当期首残高		5,364,843
	当期変動額		26,934,968
	当期末残高		32,299,811
純資産の部合計	当期首残高		5,364,843
	当期変動額		26,934,968
	当期末残高		32,299,811

注　　記　　表

株式会社SHC

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による実地棚卸

固定資産の減価償却の方法
建物：定額法
建物付属設備：旧定率法　ただし平成28年4月1日以後取得分は定額法
構築物：旧定率法　ただし平成19年4月1日以後取得分は定率法
平成28年4月1日以後取得分は定額法
車両運搬具：旧定率法　ただし平成19年4月1日以後取得分は定率法
器具工具備品：旧定率法　ただし平成19年4月1日以後取得分は定率法

引当金の計上基準
貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上

消費税等の会計処理
税抜方式

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式　20株
A種優先株式　180株